

2月13日(日)は甲佐町議会議員選挙の投票日



投票日当日の投票終了時間は、午後6時です

■動かそう その一票で世の中を

2月13日(日)は、甲佐町議会議員選挙の投票日です。

選挙は、有権者が町政に参加する最大の機会であるとともに、町民の権利であり、責務でもあります。忘れずに投票しましょう。

投票できる日は、期日前投票日と合わせると5日間あります。

投票日の当日に投票するのが都合が悪い場合は、期日前投票での投票をお願いします。

■投票時間は午後6時までです

2月13日(日)の投票日当日の投票終了時間が、これまでの午後8時から午後6時に変更になります。

なお、期日前投票は、これまでどおり午後8時までで行います。

●投票日

平成23年2月13日(日)

●投票時間

午前7時～午後6時

●投票できる人

平成3年2月14日以前に生まれ、引き続き3か月以上本町に居住している人

●投票方法

自書式

※候補者の氏名を投票用紙に自分で記入します。

●準備物

入場券

■投票日に投票できない人は

期日前投票をご利用ください

●期日前投票の期間

平成23年2月9日(水)～12日(土)

※11日(金・祝)・12日(土)も期日前投票ができます。

●期日前投票の投票時間

午前8時30分～午後8時

平成23年2月13日(日)は、甲佐町議会議員選挙の投票日です。必ず投票しましょう。期日前投票は、2月9日(水)からです。

●期日前投票の投票場所

町役場2階総務課前談話室

●期日前投票の準備物

入場券

※お手元に届いているときはお持ちください。

【期日前投票】

投票日当日に仕事や旅行などで投票できない場合は、期日前投票ができます。

【不在者投票】

町内に長期不在のため、期日前投票ができない人は、不在者投票ができます。この場合は、郵便による手続きなど日数を要します。お早めに町選挙管理委員会にお申し出てください。

また、不在者投票を行うことができる施設として指定を受けている、病院・老人ホームなどに入院・入所中の人が、入院・入所先で不在者投票ができる方法もありますので、施設へお申し出てください。

■第1投票所が甲佐小学校に変わります

今度の選挙から、第1投票所(甲佐地区)の場所が変わります。

甲佐地区にお住まいで投票できる

人は、前回の選挙までは町役場1階に投票所を設置していましたが、今度の選挙から、投票所を甲佐小学校内の多目的ホールに場所を変更して開設します。

投票の際には、お間違えのないよう、お願いします。

●各投票所一覧

- 第1投票所 甲佐小学校多目的ホール
- 第3投票所 旧JA宮内出張所(宮内地区社会教育センター前)
- 第4投票所 谷内公民館
- 第5投票所 龍野小学校体育館前ユニットハウス
- 第6投票所 六谷公民館
- 第7投票所 早川公民館
- 第8投票所 山出農業構造改善センター(山出公民館)
- 第9投票所 船津公民館
- 第10投票所 乙女小学校体育館
- 第11投票所 上田口公民館

交通安全

パパ止めて!! 脇見・携帯・飛ばし過ぎ



県道(有安)で発生した中央線を越えての衝突事故

■運転中の脇見や携帯電話の操作などは交通事故の原因

本町では、脇見運転や運転中の携帯電話操作、飛ばし過ぎ運転などが主な原因ではないかと考えられる交通人身事故が多発中です。

車両を運転中の携帯電話操作や脇見・居眠り運転などは、中央車線をはみ出して対向車と正面衝突をしたり、ガードレールや縁石を壊して歩道や民家にまで突っ込んだりするために被害がより増大します。

■本町での死亡事故は中央線を越えての対向車との衝突

昨年と一昨年に、本町では1件ずつ交通死亡事故が発生しています。事故を起こした車両は、軽乗用車と軽貨物車です。事故の内容は、い

ずれも中央線を越えて対向車線に飛び出したために、荷物を満載した普通貨物車との正面衝突事故でした。

先月には、高齢者の男性が運転する普通乗用車が、中央線を越えて対向車3台と次々に衝突する人身交通事故も発生しています。また、高齢者の女性が運転する軽乗用車が、縁石に乗り上げてそのまま運転を続けたために、摩擦による火花がエンジン部に引火して車両一台が全焼するという交通事故も発生しています。

■飲酒運転や漫然運転は絶対しないでください

年末年始は、お酒を飲む機会が増えます。お酒を飲んだら、絶対に運転しないでください。

飲酒運転の危険性と同様に、漫然運転もとても危険です。運転中は、脇見や居眠りのもとより、携帯電話やオーディオなどの操作も絶対に行わないで、車両の運転に専念してください。「自分だけは大丈夫」という根拠のない認識の甘さから、取り返しのつかない事故を起こしてしまう人が後を絶ちません。

また、歩行者も「歩道だから大丈夫」という気持ちは忘れ、周囲には十分注意を払って交通事故や不慮の事故防止に努めてください。

国民年金

■20歳になったら国民年金に加入します

20歳を迎えると、さまざまな権利とともに義務も生まれます。新たに生まれる義務の中の1つが、国民年金に加入することです。

20歳を迎える皆さんの中には、「年金なんて、ずっと先のことだから関係ない」と思っている人はいませんか？。

■老後の保障などをお互いに支え合う制度です

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までのすべての人が加入します。

やがて誰にでも訪れる老後の所得保障だけでなく、障がいや死亡といった不慮の事故などにより、私た

ちの生活の安定が損なわれることのないよう、みんなでもって国民年金保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。

■基礎年金の半分は国庫負担で賄われます

少子高齢化が進行し、現役世代の負担が年々増加しています。しかし、国民年金の基礎年金の半分は国庫負担で賄われているため、現在20歳の皆さんも納付した保険料以上の年金が受け取れます。さらに賃金や物価の変動に合わせて年金額が改定されますので、大変便利です。

ただし、加入の手続きや保険料の納め忘れがあると年金が受け取れないこともあります。「あのとき…」と後悔する前に、必ず国民年金の加入手続きをしましょう。

■学生や収入が少ない人の納付を猶予する制度があります

学生や収入が少なく保険料の納付が困難な人の場合は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」などの保険料の支払いを猶予する制度がありますので、ぜひご利用ください。

国民年金の加入と併せて申請してください。詳しい内容については、気軽にお問い合わせください。

新成人の皆さん、20歳になったら国民年金



国民年金に加入すると年金手帳が配布されます

町くらし安全推進室 ☎096-234-1111(内線241) ✉k1g202@town.kosa.lg.jp

町住民生活課 ☎096-234-1111(内線104) ✉k1g106@town.kosa.lg.jp